

第 2 1 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）

の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部51の項額の欄を次のように改める。

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の1から5までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての新築住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては、1のイ、2のイ又は3のイに掲げる額）、一戸建ての既存住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合においては4のイ又は5のイに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について1

4の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- 1 新築住宅に係る申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
イ 100平方メートル以内のもの
7,200円
- ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円
- ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 23,000円
- ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円
- ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 61,000円
- ヘ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円
- ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 172,0

00円
チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 216,000円
リ 30,000平方メートルを超えるもの 234,000円
2 新築住宅に係る申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項の設計住宅性能評価書（同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号口の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）が提出された場合
イ 100平方メートル以内のもの 16,000円
ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円
ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円
ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円
円

ホ 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
295,000
円

ヘ 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 455,00
0円

ト 10,000平
方メートルを超え
、20,000平
方メートル以内の
もの 828,0
00円

チ 20,000平
方メートルを超え
、30,000平
方メートル以内の
もの 1,132,
000円

リ 30,000平
方メートルを超え
るもの 1,37
3,000円

3 1及び2以外の新
築住宅の場合

イ 100平方メ
ートル以内のもの
47,000円

ロ 100平方メ
ートルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 109
,000円

ハ 500平方メ
ートルを超え、1,
000平方メート
ル以内のもの 1
75,000円

ニ 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
345,000
円

ホ 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの

617,000

円

へ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,062,000円

ト 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 1,964,000円

チ 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 2,809,000円

リ 30,000平方メートルを超えるもの 3,443,000円

4 既存住宅に係る申請に併せて区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合
イ 100平方メートル以内のもの 10,000円

ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 19,000円

ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 33,000円

ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 47,000円

ホ 2,500平方

- メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
88,000円
- へ 5,000平方
メートルを超え、
10,000平方
メートル以内のも
の 151,00
0円
- ト 10,000平
方メートルを超え
、20,000平
方メートル以内の
もの 250,0
00円
- チ 20,000平
方メートルを超え
、30,000平
方メートル以内の
もの 311,0
00円
- リ 30,000平
方メートルを超え
るもの 336,
000円
- 5 4以外の既存住宅
の場合
- イ 100平方メー
ートル以内のもの
68,000円
- ロ 100平方メー
ートルを超え、50
0平方メートル以
内のもの 160
,000円
- ハ 500平方メー
ートルを超え、1,
000平方メー
ートル以内のもの 2
55,000円
- ニ 1,000平方
メートルを超え、
2,500平方メ
ートル以内のもの
504,000
円
- ホ 2,500平方
メートルを超え、
5,000平方メ
ートル以内のもの
903,000
円

へ 5,000平方
 メートルを超え、
 10,000平方
 メートル以内のも
 の 1,552,0
 00円
 ト 10,000平
 方メートルを超え
 、20,000平
 方メートル以内の
 もの 2,872,
 000円
 チ 20,000平
 方メートルを超え
 、30,000平
 方メートル以内の
 もの 4,106,
 000円
 リ 30,000平
 方メートルを超え
 るもの 5,03
 2,000円

別表第2の4 建築の部5 2の項中「又は3のイからりまで」を
 「、3のイからりまで、4のイからりまで又は5のイからりま
 で」に、「又は3のイに」を「、3のイ、4のイ又は5のイに」
 に改め、同部に次のように加える。

5 8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合におい	認定申請のとき。
-----	---	-------------------------	--	----------

ては当該昇降機 1 基について 1 4 の 4 の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)

1 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

一 一戸建て住宅
5,100 円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの申請の場合(共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、共同住宅等のうち非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 1 条第 1 項の非住宅部分をいう。以下同じ。)を有しないものについては当該申請に係る住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 1 条第 1 項の住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計により算出した額とし、共同住宅等のうち非住宅部分を有するものについては当該申請に係る住宅部分の床面積の合計により算出した額及び非住宅部

分の床面積の合計により算出した額を合算した額とする。以下同じ。)

(一) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,700円

(二) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 21,000円

(三) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 46,000円

(四) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 81,000円

(2) 一の建築物の申請の場合(この場合における手数料の額は、住宅部分の床面積の合計により算出した額及び非住宅部分の床面積の合計により算出した額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。以

下同じ。)

(一) 住宅部分

イ 当該部分
の床面積の
合計が30
0平方メー
トル以下の
もの 9,
700円

ロ 当該部分
の床面積の
合計が30
0平方メー
トルを超え
、2,00
0平方メー
トル以下の
もの 21
,000円

ハ 当該部分
の床面積の
合計が2,
000平方
メートルを
超え、5,
000平方
メートル以
下のもの
46,00
0円

ニ 当該部分
の床面積の
合計が5,
000平方
メートルを
超えるもの
81,0
00円

(二) 非住宅部
分

イ 当該部分
の床面積の
合計が30
0平方メー
トル以下の
もの 9,
700円

ロ 当該部分
の床面積の
合計が30
0平方メー
トルを超え
、2,00

0平方メートル以下のもの 27,100円

八 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 80,400円

二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 128,000円

ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 161,000円

へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 201,000円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 34,400円

円

(2) 当該住宅の
床面積の合計が
200平方メー
トルを超えるも
の 38,40
0円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの
申請の場合

(一) 当該住戸
の床面積の合
計が300平
方メートル以
下のもの 6
9,100円

(二) 当該住戸
の床面積の合
計が300平
方メートルを
超え、2,0
00平方メー
トル以下のも
の 116,
000円

(三) 当該住戸
の床面積の合
計が2,00
0平方メー
トルを超え、5
,000平方
メートル以下
のもの 19
6,000円

(四) 当該住戸
の床面積の合
計が5,00
0平方メー
トルを超えるも
の 281,
000円

(2) 一の建築物
の申請の場合

(一) 住宅部分
イ 当該部分
の床面積の
合計が30
0平方メー
トル以下の
もの 69
,100円

ロ 当該部分
の床面積の
合計が30

0平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 116,000円

八 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 196,000円

二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 281,000円

(二) 非住宅部分

イ モデル建物法による場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに定める基準

を用いる場合をいう。
以下同じ。

)

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの
87,100円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
145,700円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
235,700円

(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの
309,0

00円
(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの
371,000円

(ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
435,000円

□ 標準入力法等による場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に定める基準を用いる場合をいう。以下同じ。）

(イ) 当該部分の床面積の合計が30

0平方メ
ートル以
下のもの
227
,100
円

(ロ) 当該
部分の床
面積の合
計が30
0平方メ
ートルを
超え、2
,000
平方メー
トル以下
のもの

367,
100円
(ハ) 当該
部分の床
面積の合
計が2,
000平
方メート
ルを超え
、5,0
00平方
メートル
以下のもの
52
3,70
0円

(ニ) 当該
部分の床
面積の合
計が5,
000平
方メート
ルを超え
、10,
000平
方メート
ル以下の
もの6
46,0
00円

(ホ) 当該
部分の床
面積の合
計が10
,000
平方メー

			<p>トルを超え、25,000平方メートル以下のもの 763,000円 (へ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 871,000円</p>	
59	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに14の3の項の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p> <p>1 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>

号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

一 一戸建て住宅

3,700円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの申請の場合

(一) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,900円

(二) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 15,000円

(三) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 32,000円

(四) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 57,000円

(2) 一の建築物の申請の場合

(一) 住宅部分イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,900円

ロ 当該部分の床面積の合計が30

0平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 15,000円

八 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 32,000円

二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 57,000円

(二) 非住宅部分

イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,900円

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 19,100円

八 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以

下のもの
56,400
円

二 当該部分
の床面積の
合計が5,
000平方
メートルを
超え、10,
000平方
メートル
以下のもの
90,000
円

ホ 当該部分
の床面積の
合計が10,
000平方
メートルを
超え、25,
000平方
メートル
以下のもの
113,000
円

ヘ 当該部分
の床面積の
合計が25,
000平方
メートルを
超えるもの
141,000
円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 当該住宅の
床面積の合計が
200平方メー
トル以下のもの
24,200
円

(2) 当該住宅の
床面積の合計が
200平方メー
トルを超えるもの
27,000
円

二 一以外の建築物

(1) 住戸ごとの
申請の場合

(一) 当該住戸
の床面積の合
計が300平

方メートル以下のも 4
8,500円

(二) 当該住戸
の床面積の合
計が300平
方メートルを
超え、2,0
00平方メー
トル以下のも
の 81,0
00円

(三) 当該住戸
の床面積の合
計が2,00
0平方メー
トルを超え、5
,000平方
メートル以下
のもの 13
8,000円

(四) 当該住戸
の床面積の合
計が5,00
0平方メー
トルを超えるも
の 197,
000円

(2) 一の建築物
の申請の場合

(一) 住宅部分
イ 当該部分
の床面積の
合計が30
0平方メー
トル以下の
もの 48
,500円

ロ 当該部分
の床面積の
合計が30
0平方メー
トルを超え
、2,00
0平方メー
トル以下の
もの 81
,000円

ハ 当該部分
の床面積の
合計が2,
000平方
メートルを

超え、5,
000平方
メートル以
下のもの
138,0
00円

二 当該部分
の床面積の
合計が5,
000平方
メートルを
超えるもの
197,
000円

(二) 非住宅部
分

イ モデル建
物法による
場合

(イ) 当該
部分の床
面積の合
計が30
0平方メ
ートル以
下のもの
61,
100円

(ロ) 当該
部分の床
面積の合
計が30
0平方メ
ートルを
超え、2
,000
平方メ
ートル以
下のもの
102,
100円

(ハ) 当該
部分の床
面積の合
計が2,
000平
方メー
トルを超
え、5,0
00平方
メートル
以下の
もの 16

5,100
0円

(二) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの216,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの260,000円

(ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの305,000円

□ 標準入力法等による場合

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの159,100

円
(口) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
257,100円
(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの
366,700円
(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの
453,000円
(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下

			<p>のもの 535, 000円 (へ) 当該 部分の床 面積の合 計が25 ,000 平方メー トルを超 えるもの 610 ,000 円</p>	
60	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</p> <p>1 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>一 一戸建て住宅 5,100円</p> <p>二 共同住宅等のうち非住宅部分を有しないもの</p> <p>(1) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,700円</p> <p>(2) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 21,000円</p> <p>(3) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下</p>	<p>認定申請のとき。</p>

のもの 46,000円

(4) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 81,000円

三 一及び二以外の建築物のうち住宅部分を有しないもの

(1) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,700円

(2) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 27,100円

(3) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 80,400円

(4) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 128,000円

(5) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 161,000円

(6) 非住宅部分の床面積の合計

が25,000
平方メートルを
超えるもの 2
01,000円

四 住宅部分及び非
住宅部分を有する
もの 当該建築物
の住宅部分の床面
積の合計を12に
規定する床面積の
合計とみなして算
出した額及び当該
建築物の非住宅部
分の床面積の合計
を13に規定する
床面積の合計とみ
なして算出した額
を合算した額

2 1 以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 性能基準に
よる場合(建築
物のエネルギー
消費性能の向上
に関する法律第
2条第3号の建
築物エネルギー
消費性能基準に
ついて建築物エ
ネルギー消費性
能基準等を定め
る省令第1条第
1項第2号イに
定める基準を用
いる場合をいう
。以下同じ。)

(一) 当該住宅
の床面積の合
計が200平
方メートル以
下のもの 3
4,400円

(二) 当該住宅
の床面積の合
計が200平
方メートルを
超えるもの
38,400
円

(2) 仕様基準に
よる場合(建築
物のエネルギー
消費性能の向上

に関する法律第
2条第3号の建
築物エネルギー
消費性能基準に
ついて建築物エ
ネルギー消費性
能基準等を定め
る省令第1条第
1項第2号口に
定める基準を用
いる場合をいう
。以下同じ。)

(一) 当該住宅
の床面積の合
計が200平
方メートル以
下のもの 1
7,700円

(二) 当該住宅
の床面積の合
計が200平
方メートルを
超えるもの
19,100
円

二 共同住宅等
のうち非住宅
部分を有し
ないもの

(1) 性能基準
による場合

(一) 住宅部
分の床面積の
合計が300平
方メートル以
下のもの 6
9,100円

(二) 住宅部
分の床面積の
合計が300平
方メートルを
超え、2,0
00平方メー
トル以下の
もの 116,
000円

(三) 住宅部
分の床面積の
合計が2,00
0平方メー
トルを超え、5
,000平方
メートル以
下のもの 19

- 6,000円
- (四) 住宅部分
の床面積の合
計が5,00
0平方メー
ルを超えるも
の 281,
000円
- (2) 仕様基準に
よる場合
- (一) 住宅部分
の床面積の合
計が300平
方メートル以
下のもの 3
3,100円
- (二) 住宅部分
の床面積の合
計が300平
方メートルを
超え、2,0
00平方メー
トル以下のも
の 58,0
00円
- (三) 住宅部分
の床面積の合
計が2,00
0平方メー
ルを超え、5
,000平方
メートル以下
のもの 10
4,000円
- (四) 住宅部分
の床面積の合
計が5,00
0平方メー
ルを超えるも
の 157,
000円
- 三 一及び二以外の
建築物のうち住宅
部分を有しないも
の
- (1) モデル建物
法による場合
- (一) 非住宅部
分の床面積の
合計が300
平方メートル
以下のもの
87,100

円

(二) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,700円

(三) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 235,700円

(四) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 309,000円

(五) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 371,000円

(六) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円

(2) 標準入力法等による場合

(一) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの

の 227,100円

(二) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,100円

(三) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 523,700円

(四) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 646,000円

(五) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 763,000円

(六) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 871,000円

四 住宅部分及び非住宅部分を有するもの 当該建築物の住宅部分の床面積の合計を2二に規定する床面積の合計とみなして算出した額及び当該建築物の非住宅部分の床面積の合計を2三に規定する床面積の合計とみ

			なして算出した額 を合算した額とす る。	
--	--	--	----------------------------	--

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。